

## 消費生活センターだより

NO.351 2013年1月1日発行 羽村市緑ヶ丘5-1-30 Ⅲ (042)555-1111

URL=<http://www.city.hamura.tokyo.jp/consumer/consumer.html>

### ごぼう

家の土台がしっかりするようにと願う縁起野菜。皮にも香りと抗酸化作用があるので泥を落とし、あく抜きをせず即調理。ごぼうサラダもおすすめ。



## あけまして おめでとうございます

## くらしのアンテナ

新年になり、年末に並んでいた鏡餅などが廃棄処分されてしまう…もったいないですね。

日本では、家庭や事業者から毎年2000万トンもの食品が廃棄されていますが、その中の500~800万トンは、まだまだ食べられるものなのです。

それらの食品には

- ・店頭には並び、倉庫に保管されたまま、処分されるもの
- ・中身に問題がないのに包装が破れたり、箱や缶が変形したもの
- ・製造工程で発生する規格外品
- ・賞味期限までまだ間があるのに、店頭から早めに撤去されるもの（\*3分の1ルール）



## フードバンク

### 「もったいない」をありがとうに変える活動



それらを引き取り、福祉施設や必要としている人たちに、無償で提供する団体や活動を「フードバンク」と言います。

日本では2000年に始まり、今では全国に広がり、一昨年の東日本大震災時には、この活動が多くの人に知られるようになりました。被災地支援の一つとして「フードバンク」の活動を通して、人と人との心の繋がりが生まれ、互いに「ありがとう」と感じられる活動となっています。

\*賞味期限を6か月としたとき、残り2か月を切ると店頭から撤去されている流通上の慣習。現在、このルールの見直しがされています。



センターのおばさん

### 心地よい温かさ ペットボトル湯たんぽ

まだまだ寒いこの時期。朝まで足元を温めてくれる湯たんぽ。

2リットルのペットボトルに50~60度くらいのお湯を入れ、蓋をしっかりと閉めて。



バスタオルや膝かけなどに包み、ふとんの中に。低温やけどには気をつけて。

これも節電の一つ。小さなことの積み重ねが社会を変えます。



注意！ペットボトルにより耐熱温度がちがいます。

被災地では、新年の祈りとともに毎朝毎夕どこかで、亡くなった方、行方不明の方への祈りがなげかけられているように思う。

今回は、ようやく語られ始めた当時の記録の「本」を紹介します。

## あの日の記憶（1）

「ねえねえしってたあ  
つなみってくるいんだよ  
あうちにあったおもちゃも  
えほんもクレヨンも  
みーんなまっくらに  
なっちゃった」

『ねえねえしってたあ？』

被災地より子供たちの未来のために

文：中山奈保子  
題字：中山こよみ

避難した自宅二階で、津波が引くまで過ごした3日間の様子、無事助かり、やっと外に出た時、目に映ったもの、足の裏が踏みしめた物は……。原作者のお母さんと6歳の娘こよみちゃん言葉で綴られています。

大津波に襲われ、避難しながら、子どもたちの様子や、被害の様子を紙切れにメモし続けた中

から、まとめられた小冊子です。



## 南三陸町と繋がって

昨年3月、東日本大震災から一年になろうとする時、消費生活センター運営委員は南三陸を訪問しました。

仮設住宅の人々は苦しい記憶を抱えながら懸命に生活されています。目の前で聴く一人一人の言葉はとても重いものでした。

時間とともに打ちとけ、会話も弾み、別れを惜しみながら、「また来てくださいね」の言葉に「きつと、また」の思いを持ちかえりました。

その後、羽村市民の方々が寄付してくださった布、糸、ミシン、着物地などを

二つの仮設住宅へ送ることができました。

青空市、消費者展で、二つの仮設住宅から届けられたわかめ、手作り品など販売したところ、おおぜいの方が「復興支援」の気持ちで購入してくださいました。これらのわかめや布花を通して、繋がりが強くなり、その輪が広がったのではないのでしょうか。

## あの日の記憶（2）

南三陸町切會木仮設住宅の人々から手渡された記録集です。

ここには、南三陸町の48人のありのまま、あの時のままの真実の話があります。

私の家の屋根より高い10数mの津波だ。一瞬にして我が家が消えた。78年家族が暮らした家は終末を迎えた。（中略）孫たちよ。私たち人生には予想できないことが起きるものだ。それに耐えてほしい。

『南三陸町からの手紙』

東日本大震災それぞれのあの日』

## 風化させないために

今やっと、痛ましい記憶と向かい合いながら、体験を残そう、後世の人に真実を伝えようと、記録集などが出版されるようになりました。

多くの人が語り、書き記すものは、後世へ残す貴重な財産です。

## 復興への道のりはまだ遠い

これから十年、二十年あるいは次の世代までかかるという被災地の復興。

「私たちのことを忘れないでください」

「忘れ去られることが一番つらく、悲しいことです」

被災地を訪れるたび、耳にする言葉です。

消費生活センター運営委員の南三陸訪問をきっかけに「はむら復興サポート」という市民グループも誕生しました。これからも、いろいろな形で復興への支援をしていきます。

\*本についてのお問い合わせは

『南三陸町からの手紙』

羽村市消費生活センターまで

「ねえねえしってたあ？」

南三陸ごさかなネット

<http://www.kozakana3.justnips.jp/index.html>

### 第3回 消費生活講座 その1

## 大豆はスゴイ!

「日本人は大豆をどのように利用し  
恩恵を受けてきたのか」

講師：加藤 哲郎 さん（農学博士）  
元東京都農林総合研究センター資源課長

日時：1月23日（水）  
午前10時～12時 ※直接会場へ

会場：消費生活センター2階

\*手話・保育希望の方は1月11日までに  
ご連絡ください。



### 実践編 その2

## 手前味噌づくり

挑戦して  
みませんか

意外に簡単!  
～ほんものの味噌の味～  
～手間をかけた値打ち～



日時：1月30日（水）  
午前9時30分～12時

会場：消費生活センター2階

参加費：300円

募集人員：20名 ※先着順

持ち物：エプロン・三角巾

申込受付：1月7日（月）より

### 運営委員募集!

一緒に運営に  
参加しませんか。

### 命とからだの学習会

NHK「驚異の小宇宙人体I」DVD



第5回 一骨・筋肉一  
なめらかな連携プレー  
1月28日（月）  
午前10時～12時

第6回は2月25日（月）です。

場所：消費生活センター2階活動室  
直接会場にお越しください。

### 第33回 消費者の日

## 自然エネルギー社会を子どもたちに 羽村じゅうで考えよう「今何ができるか」

ドイツ南西部の自然豊かなまち シェーナウに放射性物質が。  
環境に優しい電力供給が可能なことを証明しようと考えた住民たちは…

日時：3月13日（水） “シェーナウの想い” 上映

午後1時～4時

会場：消費生活センター2階

\*手話・保育希望の方は  
3月5日（火）までに  
ご連絡ください。



## 報告

移動教室 10月15日



「栄町2丁目ふれあいの会」の  
皆さんに糖度実験を体験して  
いただきました。



第43回 消費者展 11月3・4日

被災地への想いを新たにしました。

残念! 青空市は天候不順で中止  
春をお楽しみに! 5月18日予定

### 親父の料理教室

12月1日



サバの味噌煮がおいしかった!  
これぞお袋の味!  
\*レシピはHPをご覧ください。

# 消費生活センター相談室からのお知らせ

訪問購入（訪問買取）にクーリング・オフ制度ができました！

## 相談事例

2日前、知らない名前の業者から「古い着物はありますか？あるなら買い取りに伺います。」と電話がありました。タンスの中を片付けたいと思っていたところだったので、昨日、家に来てもらいました。家にやってきた業者に買い取ってもらいたいと思っていた着物を何点か見てもらいましたが、「これは売り物にはならない。」と言われてしまいました。業者に、「他にネックレスなどの貴金属があるだろう。」と強い口調で言われ、怖くなったので、ネックレスなど3点を渡したら2千円の値段をつけ、契約書と2千円を残して帰ってしまいました。帰宅した家族に話したところ、2千円は安すぎるのでネックレスなどを返してもらおうようにと言われました。返してもらえますか？

消費生活センター  
相談日・相談時間  
月～金曜日  
午前9時～12時  
午後1時～4時  
TEL (042) 555-1111  
(内線 641)



## これは、訪問購入の契約です

訪問購入で契約した場合は、契約書を受け取った日を含めて**8日以内**であれば、**クーリング・オフ（無条件の契約解除）**ができます。（平成25年2月21日施行）

相談者には、ハガキに契約解除する旨を書き、ハガキの両面のコピーを取ってから業者宛に特定記録郵便で郵送するようにアドバイスしました。



### ● 羽村市消費生活センター ●

羽村市緑ヶ丘5-1-30  
電話 (042)555-1111(641)  
FAX (042)555-5535

## 被害にあわないためには・・・

**\*事業者は訪問に先立ち消費者に勧誘を受ける意思があるか、確認する義務が求められるようになります！**

売却するつもりがない場合は、事業者の訪問自体を断りましょう。

**\*訪問購入（訪問買取）にもクーリング・オフ（無条件の契約解除）制度ができました！**

契約書を受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフができます。

**\*契約をしても売却品をその場で引き渡す必要はありません！**

また、売却品を引き渡した場合でも、クーリング・オフにより、品物の返却を主張することが可能になりました。

### 注意！！

自動車、大型家電、家具、有価証券、書籍等のクーリング・オフができない商品等があるので注意してください。

詳しくは、消費生活センターにお問合せください。

**困ったら、まず消費生活センターへ！**